

匿名加工情報の作成及び 第三者提供について

【作成及び第三者提供する匿名加工情報について】

DPC 制度の導入の影響評価及び今後の DPC 制度の見直しを図る目的で、厚生労働省が収集し管理する情報となるデータ(DPC データ)を作成しております。

DPC データは、診療録情報および診療報酬明細書の情報で構成されており、これらの情報を活用することで、医療の質向上および病院経営の改善に役立てる事が可能となるため、匿名加工後のデータを第三者へ提供しております。

第三者提供する DPC データは氏名、住所、電話番号は含まれません。なお、地域傾向や受診年齢層等を分析する必要があるため、郵便番号(上 3 桁のみ)、生年月日(入院時年齢に変換を行い 90 歳以上は 90 歳に一括り)、各種保険証に関する情報については保険者番号(健康保険事業の各運営主体を指す番号)のみを含みます。

当院は上述の通り、診療情報から匿名加工情報を作成(毎月継続)し、第三者に提供しております。

【匿名加工情報の提供の方法】

データを暗号化後、提供先が運用管理するサーバへのアップロードまたは、外部記録媒体を郵送する方法で提供します。

【匿名加工情報の安全管理】

作成した匿名加工情報は、第三者提供後速やかに削除し、当院で匿名加工情報を保管あるいは利用しません。

【匿名加工情報に関する問合せ窓口】

当院における匿名加工情報の作成及び第三者提供等についてのお問合せは、「患者様相談窓口」で承っております。